(h) 八年目については、二十六・一パーセント
(i) 九年目については、二十五・八パーセント
(j) 十年目については、二十五・六パーセント
(k) 十一年目については、二十五・三パーセント
(l) 十二年目については、二十五パーセント
(m) 十三年目については、二十四・一パーセント
(n) 十四年目については、二十三・二パーセント
(o) 十五年目については、二十二・三パーセント
(p) 十六年目については、二十一・三パーセント
(q) 十七年目については、二十・四パーセント
(r) 十八年目及びそれ以降の各年については、十九・五パーセント

(5) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八パーセントとする。
(6) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二パーセントとする。
(7) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四パーセントとする。
(8) 関税率については、この協定の効力発生の日から、三パーセントとする。
(9) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(10) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(11) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五パーセントから十三・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(12) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(13) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき十三円二十銭から一キログラムにつき十一円八十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(14) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき八円五十銭から一キログラムにつき三円七十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(15) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(16) 調整金以外の関税の率については、この協定の効力発生の日に撤廃する。調整金に関する規則（係数及びその修正の過程に関するものを含む。）については、手続規則において定めるものとする。
(17) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二十三・八パーセントとする。
(18) 関税率については、この協定の効力発生の日から、十九パーセントとする。
(19) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十パーセントから八パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(20) 関税率については、この協定の効力発生の日から、十七パーセントとする。
(21) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四・一パーセントとする。
(22) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき三十円から一キログラムにつき二十四円までの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(23) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(24) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八・一パーセントとする。
(25) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十八パーセントから十パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(26) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五パーセントから十二パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(27) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(28) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三パーセントから十・四パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(29) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三・四パーセントから十二・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(30) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(31) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(32) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十七パーセントから八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(33) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十六・八パーセントから十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(34) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i) 合計割当数量は、各年につき三十頭とする。
(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる一頭につき三百四十万円から一頭につき百七十万円までの八回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(b) 表の5欄に「(34)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
(35) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(A) 一年目については、五千六百トン
(B) 二年目については、七千二百八十トン
(C) 三年目については、八千九百六十トン
(D) 四年目については、一万六百四十トン
(E) 五年目については、一万二千三百二十トン
(F) 六年目及びそれ以降の各年については、一万四千トン
(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四十円六十五銭以下のものについては、一キログラムにつき三百六十一円とする。
(B) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四十円六十五銭を超え、四百一円六十五銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき四百一円六十五銭と課税価格との差額とする。
(C) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき四百一円六十五銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。
(D) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。